

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条第一項の表東京航空交通管制部の項の次に次のように加える。

神戸航空交通管制部

神戸市

第二百十九条第一項の表那覇航空交通管制部の項を削る。

附 則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

理由

航空交通管制部の所掌事務の的確な遂行を図るため、神戸航空交通管制部を設置する等の必要があるからである。